

倉敷市立玉島東中学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

・本校は主に4小学校から児童が入学するが、他校からの入学もある。また、転入生もある。入学当初は、出身小学校ごとで活動することも多く、新しい人間関係を築くことが活動することが苦手な生徒もある。また、友人関係において、既成概念や固定観念でとらえる傾向がある。

そこで、本校では、学校生活全般、特に行事を通して、既存の人間関係を深め、広げるような取組を進めている。そうした取り組みの中で、一人ひとりを尊重し、互いに認め合い、支え合う生徒の育成を目指している。

現在、全教職員でいじめ問題への対応を組織的に行っているが、未然防止の取組をより強く推進するためには、教職員の一層の連携が必要である。また、いじめの早期発見、適切な対処のための教職員研修の充実も必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・学校をあげた横断的な取組を推進するため、いじめ対策委員会には、生徒指導担当者のみならず、養護教諭、教師カウンセラー等も参加し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。

・いじめの未然防止に向けた生徒の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。

保護者・地域との連携

〈連携の内容〉

- ・学校基本方針をPTA理事会や学校評議委員会等で説明し、いじめ問題への取組について保護者や地域の理解を得る。
- ・学級懇談会等を活用し、いじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。
- ・保護司や民生委員、補導員の方々との懇談の機会を活用し、生徒の学校外での生活の見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。

学 校

いじめ対策委員会

- 〈いじめ対策委員会の役割〉
- ・取組の計画、実施、検証、いじめへの対応等
- 〈いじめ対策委員会の開催時期〉
- ・月1回開催（月初めの生徒指導部会）
- 〈いじめ対策委員会の内容の教職員への伝達〉
- ・職員会議で周知（緊急時は随時）
- 〈いじめ対策委員会の構成メンバー〉
- ・校外…PTA会長、スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー
学校警察連絡室
 - ・校内…校長、教頭、教務、生徒指導担当
養護教諭、教師カウンセラー等

全 教 職 員

関係機関等との連携

〈連携機関名〉

- ・教育委員会、玉島警察署、学校警察連絡室、児童相談所等の福祉関係機関、医療関係機関、各補導団体

〈連携の内容〉

- ・ネットパトロールによる監視
- ・非行防止教室
- ・情報交換
- ・情報モラル講演会
- ・生徒、保護者との面談
- ・地域の見守り活動

〈学校側の窓口〉

- ・校長、教頭、生徒指導主事

学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止

- (居場所づくり)
- ・日々の授業や行事等で一人ひとりが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
- (生活ノートの充実)
- ・日頃の生徒の考えや思いに丁寧に答え、信頼関係や安心感あふれる学校づくりを進める。

② 早期発見

- (実態把握)
- ・学期ごとにいじめの実態把握アンケートと、年2回の教育相談を実施する。
- (情報共有)
- ・生徒指導部会において、各学年の取組や人間関係の情報交換を行い、学校全体の状況把握に努め、迅速に対処する。
- (相談体制の確立)
- ・いじめ問題への取組について保護者や地域の方々に理解していただき、情報提供の依頼を行う。

③ いじめへの対応

- (いじめへの組織的対応)
- ・いじめへの組織的対応を検討するため、週1回の生徒指導部会、月1回のいじめ対策委員会を開催する。
- (いじめられた生徒への支援)
- ・いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及び保護者に対して支援を行う。
- (いじめた生徒への指導)
- ・適切かつ毅然とした対処を行う。周囲の環境や人間関係などの背景を把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導する。

【様式2】

倉敷市立玉島東中学校 いじめ問題への対策に関する年間計画

令和2年度

	会議、委員会等	学校が実施する取組		
		① いじめ防止の取組	② 早期発見の取組	③ いじめへの対処
4月	○職員会議 ○生徒指導研修会 ○いじめ対策委員会	○学年集会、学級づくりの取組	○生活ノートの取組を徹底 ○補導活動 ○家庭訪問	○発生事案への対処 ○対応手順の共通理解
5月	○いじめ対策委員会 ○SC・SSWとの協議			
6月	○いじめ対策委員会 ○教育講演会 ○学校評議員会 ○民生委員との懇談会		○いじめの実態把握アンケート ○担任による教育相談	○アンケートに基づく対処
7月	○いじめ対策委員会 ○保護司との懇談会 ○警察協助手との懇談会	○学年集会 ○非行防止教室	○三者懇談	
8月	○いじめ対策委員会 ○職員研修			
9月	○いじめ対策委員会 ○SC・SSWとの協議	○学年集会		
10月	○いじめ対策委員会		○いじめの実態把握アンケート ○希望教員との教育相談	○アンケートに基づく対処
11月	○いじめ対策委員会			
12月	○いじめ対策委員会 ○学校評議員会 ○警察協助手との懇談会	○学年集会	○三者懇談	
1月	○いじめ対策委員会		○いじめの実態アンケート	○アンケートに基づく対処
2月	○いじめ対策委員会 ○学校評議員会 ○SC・SSWとの協議			
3月	○いじめ対策委員会	○学年集会		

年間を通して、行う取組

- ・生活ノートの取組
- ・各関係機関との補導活動
- ・SC・SSWとの協議